

食品の
安全確保に
関する取組

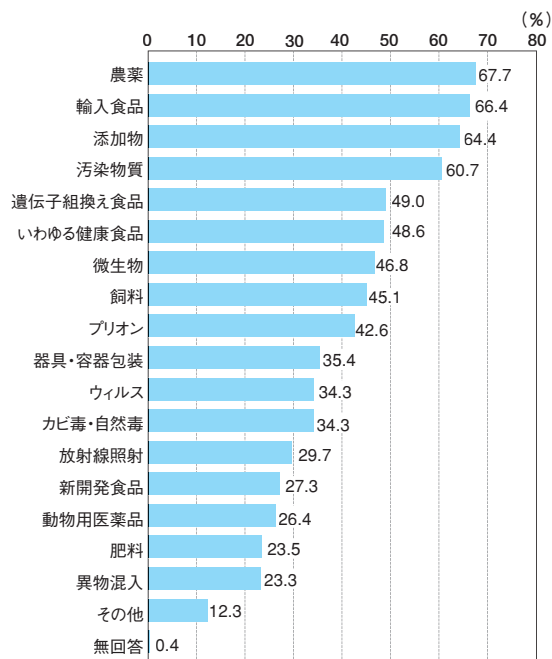


1

食品の安全を取り巻く状況

経済の発展に伴い、我が国は質量ともに豊かな食生活を手に入れてきました。特に物流の発展によって、世界各国から多種多様な食品を輸入することが可能になり、世界中の食を享受できるようになってきています。一方、食品の生産から消費までの過程（フードチェーン）は複雑化し、消費者にとって不透明なものとなってきています。食は、命ある限り、毎日の生活の中で反復継続して営まれるものであり、その安全性に信頼が置けないことになれば、我々の社会基盤そのものが脅かされる深刻な事態になると言えます。

食品の安全性の観点からより不安を感じているもの



食品安全モニターアンケート調査「食の安全性に関する意識調査」
(食品安全委員会:平成15年9月)より抜粋

近年の食の安全・信頼等に関する主な出来事

年 月	内 容
平成 8 年 5 月	岡山県及び大阪府においてO157食中毒が発生。
平成11年 5 月	ベルギー油脂会社から供給された飼料原料用油脂にダイオキシンが混入し、ベルギー産鶏肉、鶏卵の需要に影響。
平成12年 6 月	大手乳業メーカー製低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が近畿地方で発生。
平成12年末～	ヨーロッパで牛海綿状脳症(BSE)の感染拡大。EU域内においても牛肉需要等に大きな影響。
平成13年 9 月	国内で初めてのBSE感染牛が発見され、食肉消費に大きな影響。
平成13年12月	中国産冷凍ホウレンソウの1割弱が残留農薬基準値(クロルピリホス等)を超過する事実が判明。
平成14年 1 月	中国産養殖エビから未認可の抗生物質が検出され、EUは食肉、海産物等を輸入禁止。
平成14年 2 月	大手食品メーカーによる牛肉の原産地等の不正表示問題が発覚。その後、食品の不正表示事件が次々と表面化。
平成14年 8 月	無登録農薬「ダイホルタン」が違法に輸入、販売、使用され、32都県で農産物を回収、破棄。
平成15年 5 月	カナダにおいてBSEが発生。
平成15年12月	米国においてBSEが発生。
平成16年 1 月	国内で79年ぶりに高病原性トリインフルエンザが発生。

食品衛生行政を取り巻く国際的動向

国際的な考え方

フード・チェーンアプローチ

一次生産から消費に至るまでのフード・チェーン全段階で安全を確保することが重要

リスクアナリシス

事故の対応より予防に重点、安全性評価と管理の機能的分離、利害関係者間の情報や意見交換の推進

コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission: CAC)

- 国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) によって1962年に設立された国際政府間組織であって、2006年10月現在174ヵ国及び1機関 (欧州共同体) が加盟
- 主目的は、消費者の健康の保護と公正な食品貿易の保証であり、食品の国際規格などを作成している。
- 委員会を補佐する事務局と執行委員会に加え一般問題部会 (10部会)、個別食品部会 (11部会)、特別部会 (3部会)、地域調整部会 (6部会) がある。

2

食の安全への新たな取り組み（リスク分析）

平成13年～14年に起きたBSE問題や偽装表示問題など、相次ぐ食品の安全に対する国民の不安や不信が高まる中、食品の安全の確保のための施策を充実させ、国民の健康の保護の向上を図ることが喫緊の課題となりました。こうした課題に応えるため、平成15年に食品安全基本法が制定されるのに合わせて、食品衛生法及び健康増進法も一部改正され、新しい食品安全の取組が始まりました。

新たな食品安全行政は、国民の健康の保護を確保するためには、国民が危害にさらされる可能性がある場合、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることが重要という、国際的にも認められた「リスク分析」という考え方を基本としています。

食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であること等の基本理念を定め、国、地方自治体及び食品関連事業者の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針として、①内閣府に設置する食品安全委員会が科学的知見に基づく食品健康影響評価（リスク評価）を行い、その結果に基づき関連行政機関がリスク管理を実施すること、②施策の策定に当たり、関係者相互間の情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）を行うこと等が規定されました。また、食品衛生法は、その目的を従来の「公衆衛生の向上と増進」から「食品の安全確保を通じて国民の健康保護を図る」ことへと改めました。こうして、食品安全対策は、関連行政機関の連携を密にし、食品等事業者や消費者も含めた厚みのある食品安全体制を構築し、国民の健康の保護に踏み込んだ積極的な対策を講ずる方向へと、その在り方を一新しました。この新しい体制において厚生労働省は、リスク管理機関として食品の安全のための施策に取り組んでいます。

リスク分析手法の導入

- **リスク分析とは、国民の健康の保護**を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、**可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのプロセス**
- **リスクとは、食品中に危害要因（有害化学物質、微生物等）が存在する結果として生じる健康への悪影響が起きる可能性とその程度**
- **リスクコミュニケーションとは、**リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学界その他関心を有する者の間の**リスクとリスクに関する要因、リスクの捉え方についての情報、意見の双方向の交換**。リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な説明を含む。

食の安全への新たな取り組み（リスク分析）

リスク評価

食品安全委員会

- ・ リスク評価の実施
- ・ リスク管理を行う行政機関への勧告
- ・ リスク管理の実施状況のモニタリング
- ・ 内外の危害情報の一元的な収集・整理
- ・ リスクコミュニケーション全体の総合的マネジメントの実施 等

食品安全基本法

リスク管理

厚生労働省

- ・ 検疫所
- ・ 地方厚生局
- ・ 地方自治体
- ・ 保健所 など

食品の衛生に関するリスク管理
食品衛生法等

農林水産省

- ・ 地方農政局
- ・ 消費技術センター など

農林・畜産・水産に関するリスク管理

農薬取締法
飼料安全法等

リスクコミュニケーション

- ・ 食品の安全性に関する情報の公開
- ・ 消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

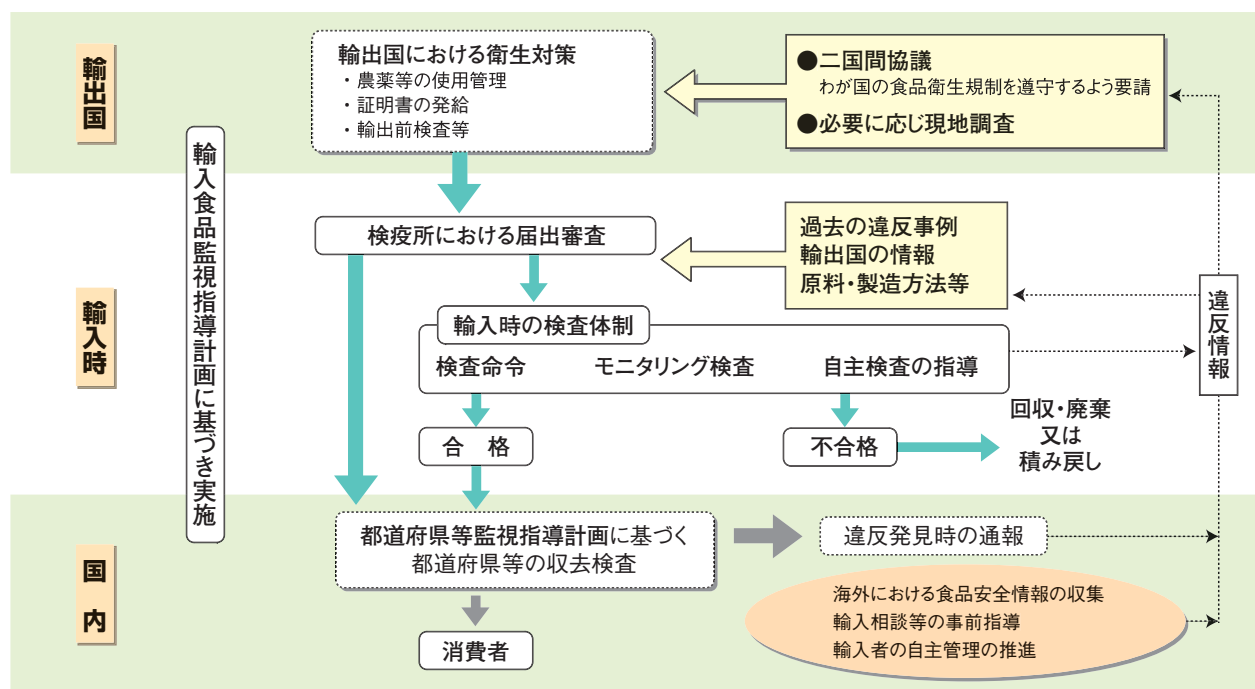
3

厚生労働省における取組

●輸入食品の安全確保

消費者ニーズの多様化、物流の発達などを背景に、輸入食品の届出件数は年々増加しています。また、我が国の食料はカロリーベースで約60%を海外に依存しており、輸入食品の安全確保がますます重要となってきています。厚生労働省には輸入食品の監視・検査を行う機関として、全国31か所の検疫所が設置されています。これらの検疫所での命令検査やモニタリング検査の結果、違反が確認された食品については、廃棄、積み戻し等の措置を講じています。

輸入食品の監視体制等の概要



①



③

- ①②輸入食品の到着
- ③輸入届出書の審査
- ④サンプルの採取
- ⑤検査
- ⑥理化学検査
- ⑦理化学検査（機器分析）



②



④



⑤